

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	瀧上工業株式会社
【英訳名】	The Takigami Steel Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 瀧上 晶義
【本店の所在の場所】	愛知県半田市神明町一丁目1番地
【電話番号】	0569-89-2101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 瀧上 定隆
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市神明町一丁目1番地
【電話番号】	0569-89-2101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 瀧上 定隆
【縦覧に供する場所】	瀧上工業株式会社東京支店 (東京都中央区湊一丁目9番9号) 瀧上工業株式会社大阪支店 (大阪市西区北堀江二丁目10番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第80回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 配当総額 109,144,865円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の割合

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合する。なお、株式の併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配する。

2. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

3. 効力発生日における発行可能株式総数

7,175,100株

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 株式併合に伴い、平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数を71,751千株から7,175,100株に変更する。

(2) 監査等委員会設置会社に移行することに伴う規定の新設ならびに変更を行う。

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役として瀧上亮三、瀧上晶義、山本敏哉、丸山誠喜、瀧上定隆、織田博孝、小山研造を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

取締役として廣村 修、原沢隆三郎、石川 正を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額150百万円以内とする。

なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額45百万円以内とする。

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役徳田俊一氏に対し、当社所定基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は取締役会の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	13,581	100	-	(注)1	可決 99.27
第2号議案	13,412	269	-	(注)3	可決 98.03
第3号議案	13,412	269	-	(注)3	可決 98.03
第4号議案					
瀧上 亮三	13,563	118	-	(注)2	可決 99.14
瀧上 晶義	13,563	118	-		可決 99.14
山本 敏哉	13,555	126	-		可決 99.08
丸山 誠喜	13,474	207	-		可決 98.49
瀧上 定隆	13,563	118	-		可決 99.14
織田 博孝	13,563	118	-		可決 99.14
小山 研造	13,563	118	-		可決 99.14
第5号議案					
廣村 修	13,544	137	-	(注)2	可決 99.00
原沢隆三郎	13,330	351	-		可決 97.43
石川 正	13,330	351	-		可決 97.43
第6号議案	13,223	458	-	(注)1	可決 96.65
第7号議案	13,565	116	-	(注)1	可決 99.15
第8号議案	13,076	605	-	(注)1	可決 95.58

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上